

医療連携推進方針

(写)

地域医療連携推進法人尾三会ほか

厚生労働省医政局医療経営支援課長、
各保健所長、各保健所設置市長、
関係団体に通知29 医務第 85 号
平成 29 年 4 月 2 日公益社団法人愛知県医師会会長
一般社団法人愛知県歯科医師会会長
一般社団法人愛知県病院協会会長
一般社団法人愛知県医療法人協会会長
公益社団法人愛知県助産師会会長
様愛知県健康福祉部保健医療局長
(公 印 省 略)

地域医療連携推進法人認定の認可について (通知)

下記の法人に係るこのことについて認可いたしましたので、参考にしてくだ
さい。

記

法 人 名 一般社団法人尾三会
認定年月日 平成 29 年 4 月 2 日
医療連携推進方針 別添 1 のとおり
付帯決議 別添 2 のとおり担 当 医務課医療指導グループ
電 話 052-954-6275 (ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6918
電子メール imu@pref.aichi.lg.jp

1. 医療連携推進区域

愛知県名古屋市緑区、名古屋市天白区、岡崎市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、
知立市、豊明市、日進市、みよし市、愛知郡東郷町

2. 参加法人

- ・南医療生活協同組合 総合病院南生協病院
- ・医療法人清水会 相生山病院
- ・医療法人なるみ会 第一なるみ病院
- ・医療法人コジマ会 ジャパン藤脳クリニック
- ・医療法人みどり訪問クリニック みどり訪問クリニック
- ・医療法人並木会 並木病院
- ・医療法人愛整会 北斗病院
- ・医療法人欽友会 宇野病院
- ・医療法人十全会 三嶋内科病院
- ・医療法人葵 葵セントラル病院
- ・医療法人宝美会 総合青山病院
- ・医療法人明和会 辻村外科病院
- ・医療法人社団同仁会 一里山・今井病院
- ・公益財団法人 豊田地域医療センター
- ・医療法人贈恩会 小嶋病院
- ・医療法人利清会 前原整形外科リハビリテーションクリニック
- ・医療法人 秋田病院
- ・学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学病院
- ・社会福祉法人 あかいけ寿老会 特別養護老人ホーム寿老苑
- ・医療法人名翔会 老人保健施設和合の里

3. 理念・運営方針

(理念)

尾三会は、広域をカバーする高度・専門医療を安定的に供給する一方で、地域住民の皆様が
住み慣れた地域を中心に、切れ目なく適切な医療・介護サービスを利用できるよう、高度急性期
医療と地域包括ケアの連携モデルを構築し、愛知県地域医療構想の確実な実現に貢献いたしま
す。

(運営方針)

尾三会では、愛知県地域医療構想実現のため、以下の取組みを実施いたします。なお、病床
機能調整を含む地域医療構想は、地域医療構想調整会議において検討の上その実現を図るため、
尾三会は、参加法人を通じ、地域医療構想実現に向けてのノウハウや仕組みの提供、医療従事者
の質の向上や職員派遣といった支援により、地域医療構想の実現に寄与いたします。

- ① 特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や、医療資源（医療従事者等）の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期病床及び在宅診療等の充実化を促進いたします。
- ② 広域を担う特定機能病院と、地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与いたします。
- ③ 厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるよう、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等を支援いたします。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・グループ内施設の機能の分化について

特定機能病院である藤田保健衛生大学病院は、多くの医療圏をカバーしており、その他のグループ内施設は連携して各地域に必要な急性期以降の機能を担います。具体的には、医療法人贈恩会小嶋病院及び医療法人清水会相生山病院は、地域医療構想の枠組みの中で、それぞれ回復期機能への転換及び充実化を検討しております。

- ・グループ内施設間における医療・介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能が在宅医療の充実化を図ります。

具体的には、特に必要性の高い地域医療構想区域に対し、医療施設従事者が多い尾張東部構想区域から、不足地域医療構想区域に対し、グループ内施設を通じて派遣を実施し、地域偏在の解消、回復期機能が在宅医療の充実化を図ります。

- ・医療・介護従事者向け勉強会や研修業務の共同実施を通じ、回復期機能及び在宅医療の充実化を図ります。

具体的には、藤田保健衛生大学地域包括ケア中核センターを中心に、回復期機能が在宅医療に関わる医療・介護従事者向け研修を実施いたします。研修メニューは、毎期、地域ニーズに合わせたプログラムを検討し、毎月の開催を予定しております。

- ・グループ内施設間での患者情報の共有化モデルを確立します。

具体的には、高度急性期医療を担う藤田保健衛生大学病院の電子カルテシステムを拡張し、高度急性期から在宅医療までの一連の流れの中で患者情報を電子的に共有します。平成 30 年度にまず 1 施設へ導入し、平成 31 年度以降、希望する法人から順次接続いたします。

- ・グループ内施設に対して医療事故調査等に関する業務の連携を実施し、安全な地域医療の実現に貢献します。

具体的には、医療事故対応の経験やノウハウ、専門家の知識等膨大なデータを有する藤田保健衛生大学を中心に、グループ内施設における医療事故発生時の対応を支援し、適切に医療事故報告制度に基づく調査報告を実施できるようにします。

- ・医薬品の一括交渉を通じ、グループ内施設の経営の効率化を図ります。

具体的には、平成 29 年 4 月に医薬品購入状況の調査を実施し、平成 29 年 6 月中に共同購入希望施設向け説明会を実施する。実質的な運用は平成 29 年 10 月から始めます。

- ・医療機器等の共通化及び一括価格交渉を通じ、グループ内施設の経営の効率化を図ります。

具体的には、平成 29 年 4 月からグループ内施設で共通で購入する医療機器の交渉依頼の申し出があった場合には交渉を開始いたします。

- ・グループ内施設における給食サービスの共同化を実施し、適切な配食と経営の効率化を図ります。

具体的には、藤田保健衛生大学病院が実施している適時適温の食事提供システムを、グループ内施設で共同実施することを目指します。平成 29 年 4 月より実現可能性調査を実施、平成 31 年 12 月頃に実現いたします。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・先進的な地域包括ケアモデル情報を地域医療構想区域に対し提供します。

具体的には、既に豊明市において藤田保健衛生大学が実施している地域包括ケアモデルを参考に、各地域医療構想区域に適したモデルの構築に貢献いたします。

- ・「暮らし」を支える在宅診療のシステム化に貢献いたします。

具体的には、前述の藤田保健衛生大学が実施している地域包括ケアモデルを参考に、各地域医療構想区域における医師会と連携し、開業医の先生方が実施する訪問診療を補完する訪問看護等の体制整備、急変時に備えた 24 時間 365 日オンコール体制によるバックアップ、24 時間看取りとターミナルケアのサポート体制の構築を通じ在宅医療の充実に貢献いたします。

- ・介護・医療従事者等の相互派遣を通じて、在宅診療等の充実化に貢献いたします。

具体的には、各地域医療構想区域の必要度に応じたグループ内施設への派遣を通じて、医療必要度の高い利用者に対応できる介護施設や在宅診療の充実に貢献いたします。

- ・グループ内施設間での患者・利用者情報の共有化モデルを確立します。

具体的には、前述のとおり、患者及び利用者情報を電子的に共有化する仕組みを構築して活用し、各医療機関及び介護施設等が連携して患者ニーズに合った適切な医療や介護の継続的な提供を実現いたします。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

別添2

平成29年3月29日愛知県医療審議会医療体制部会における地域医療連携推進法人の認定及び代表理事の選定の認可に対する付帯決議文

地域医療連携推進法人が業務を行う医療連携推進区域は、地域医療構想区域と整合的になるよう定めることが原則であり、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める場合にはその理由と必要性について十分精査することが必要であると規定されている。

今回の認定審査対象法人は愛知県下の7つの構想区域に及ぶものであるが、平成29年3月29日の医療体制部会での質疑応答は、この点で各委員の疑念を払拭するに至っていない。

地域医療構想の本来趣旨に基づけば、多数の構想区域にまたがって業務を行おうとする今回の認可審査対象法人の存在は、各構想区域における自主的な取り組みを阻害し、参加法人とそれ以外の機関との無用な競争を助長することが強く懸念される。

愛知県の地域医療構想達成のため、不断的努力を続けている各地域の医療関係者の努力が毀損されることがないように、万全の配慮がなされるべきである。

今回申請された地域医療連携推進法人は、以下の二点を付帯決議事項として認可するものである。

- 1 本法人はその参加法人と業務範囲が多数の構想区域にまたがる地域医療連携推進法人であるため、その法人の事業運営にあたっては、それぞれの構想区域の医療関係者が、地域医療達成に向けて現在すでに行いつつあり、将来行うとしている取り組み内容を十分に理解し尊重すること。
- 2 法人運営がその理念通り適切に運営されている状況について、愛知県医療審議会医療体制部会に、毎年報告すること。